

令和5年2月24日提出

令和5年3月那須塩原市議会  
定例会議議案

那須塩原市

令和5年3月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
同意第1号	那須塩原市副市長の選任について	総務部
同意第2号	那須塩原市教育長の任命について	総務部
同意第3号	那須塩原市監査委員の選任について	総務部
同意第4号	那須塩原市固定資産評価審査委員会委員の選任について	総務部
同意第5号	那須塩原市教育委員会委員の任命について	総務部
議案第1号	令和4年度那須塩原市一般会計補正予算(第11号)	総務部
議案第2号	令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	保健福祉部
議案第3号	令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	保健福祉部
議案第4号	令和4年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第6号)	保健福祉部
議案第5号	令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第6号)	塩原支所
議案第6号	令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算(第4号)	産業観光部
議案第7号	令和4年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第2号)	上下水道部
議案第8号	令和4年度那須塩原市下水道事業会計補正予算(第2号)	上下水道部
議案第9号	令和5年度那須塩原市一般会計予算	総務部
議案第10号	令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算	保健福祉部
議案第11号	令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算	保健福祉部
議案第12号	令和5年度那須塩原市介護保険特別会計予算	保健福祉部
議案第13号	令和5年度那須塩原市温泉事業特別会計予算	塩原支所
議案第14号	令和5年度那須塩原市墓地事業特別会計予算	市民生活部
議案第15号	令和5年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計予算	産業観光部
議案第16号	令和5年度那須塩原市水道事業会計予算	上下水道部
議案第17号	令和5年度那須塩原市下水道事業会計予算	上下水道部
議案第18号	那須塩原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について	総務部
議案第19号	那須塩原市歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定について	保健福祉部
議案第20号	那須塩原市学校教育情報化推進基金条例の制定について	教育部
議案第21号	那須塩原市スポーツ健康まちづくり基金条例の制定について	教育部
議案第22号	那須塩原市行財政改革推進計画審議会条例の一部改正について	企画部
議案第23号	那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	総務部
議案第24号	那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について	保健福祉部
議案第25号	那須塩原市手数料条例の一部改正について	建設部
議案第26号	那須塩原市立箒根中学校整備基金条例の一部改正について	教育部
議案第27号	那須塩原市公民館条例の一部改正について	教育部
議案第28号	那須塩原市元気アップデイサービスセンター条例の一部改正について	保健福祉部
議案第29号	那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について	保健福祉部
議案第30号	那須塩原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について	保健福祉部
議案第31号	那須塩原クリーンセンター長期包括運営事業者等選定委員会条例の廃止について	市民生活部

議案第32号	那須塩原市木の俣園地条例の一部改正について	産業観光部
議案第33号	那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	総務部
議案第34号	第2次那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略について	企画部
議案第35号	第3次那須塩原市行財政改革推進計画について	企画部
議案第36号	那須塩原市新庁舎建設基本計画について	企画部
議案第37号	第2期那須塩原市一般廃棄物処理基本計画について	市民生活部
議案第38号	第2次那須塩原市地域公共交通計画について	市民生活部
議案第39号	第4期那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画について	保健福祉部
議案第40号	第4期那須塩原市健康いきいき21プランについて	保健福祉部
議案第41号	那須塩原市農業振興計画（元気アップアグリプラン）について	産業観光部
議案第42号	那須塩原市住宅マスタープランについて	建設部
議案第43号	第2次那須塩原市道路整備基本計画について	建設部
議案第44号	那須塩原市生活排水処理基本構想について	上下水道部
議案第45号	第2期那須塩原市教育振興基本計画について	教育部
議案第46号	第2期那須塩原市スポーツ推進基本計画について	教育部
議案第47号	指定管理者の指定期間の変更について	産業観光部
議案第48号	那須塩原市と那須地区広域行政事務組合との黒磯水処理センターにおけるし尿等共同処理の用に供する施設整備に関する事務の委託に関する協議について	上下水道部
報告第1号	専決処分報告について〔契約の変更〕	教育部
報告第2号	専決処分報告について〔契約の変更〕	教育部

同意 第1号

那須塩原市副市長の選任について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により次の者を那須塩原市副市長に選任したいので、議会の同意を求めらる。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住 所 那須塩原市東三島2丁目98番地8  
氏 名 藤田 一彦  
生年月日 昭和34年 7月12日

同意 第2号

那須塩原市教育長の任命について

次の者を那須塩原市教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求め  
る。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住 所 那須塩原市上厚崎616番地15

氏 名 月井 祐二

生年月日 昭和36年 5月12日

同意 第3号

那須塩原市監査委員の選任について

次の者を那須塩原市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住 所 那須塩原市錦町11番1号  
氏 名 島田 淳  
生年月日 昭和31年 9月 1日

同意 第4号

那須塩原市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を那須塩原市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住 所 那須塩原市三区町659番地98  
氏 名 肥塚 喜弘  
生年月日 昭和27年12月 7日

住 所 那須塩原市塩原2563番地2  
氏 名 白井 郁男  
生年月日 昭和24年 7月24日

住 所 那須塩原市高阿津169番地1  
氏 名 印南 良夫  
生年月日 昭和31年12月 2日

同意 第5号

那須塩原市教育委員会委員の任命について

次の者を那須塩原市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住 所 那須塩原市西原町4番5号  
氏 名 神島 仁誓  
生年月日 昭和28年 7月29日



議案 第1号

令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第11号）

令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第11号）を別冊のとおり提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第2号

令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第3号

令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第4号

令和4年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第6号）

令和4年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第6号）を別冊のとおり提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第5号

令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第6号）

令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第6号）を別冊のとおり提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第6号

令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）

令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第7号

令和4年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）

令和4年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第8号

令和4年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第2号）

令和4年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎



議案 第9号

令和5年度那須塩原市一般会計予算

令和5年度那須塩原市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第10号

令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算

令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第11号

令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第12号

令和5年度那須塩原市介護保険特別会計予算

令和5年度那須塩原市介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第13号

令和5年度那須塩原市温泉事業特別会計予算

令和5年度那須塩原市温泉事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第14号

令和5年度那須塩原市墓地事業特別会計予算

令和5年度那須塩原市墓地事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第15号

令和5年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計予算

令和5年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第16号

令和5年度那須塩原市水道事業会計予算

令和5年度那須塩原市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎



議案 第17号

令和5年度那須塩原市下水道事業会計予算

令和5年度那須塩原市下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第18号

那須塩原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

上記議案を提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例  
(目的)

第1条 この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。
- (2) 条例等 条例、規則等をいう。
- (3) 規則等 規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）、要綱（本人が、自己に対して何らかの利益を付与することを求める申出をした相手方との間で行う合意であってその内容の全部又は一部が画一的であるものをするに当たり、市の機関が、諾否の基準（当該申出に対して応諾するかどうかを判断するための基準をいう。）、合意の内容その他当該合意に係る必要な手続を一方的に定めた条項の総体をいう。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項の規定により市が処理することと

された事務について規定する栃木県の条例及び栃木県知事の規則並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する栃木県の条例及び栃木県教育委員会の規則をいう。

(4) 市の機関 次に掲げるものをいう。

ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは議会又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

(5) 民間事業者 個人又は法人その他の団体であって事業を行うもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第3条第2号に規定する行政機関等を除く。）をいう。

(6) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(7) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

(8) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(9) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の市の機関又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の市の機関又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

(10) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定により市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定により他の市の機関又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の市の機関又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるとき

は、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

- (11) 縦覧等 法令又は条例等の規定により市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (12) 作成等 法令又は条例等の規定により市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (13) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。  
(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。ただし、当該記録がされた時が市長が定める執務時間でない場合は、当該記録がされた時以後で直近の執務時間に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において収入証紙をもって

することその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。

- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場

合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

（市の機関による情報システムの整備等）

第7条 市の機関は、法第3条第3号に規定する国の行政機関等が法第5条第1項から第3項までの規定により講ずる措置に準じて、情報通信技術を利用して行わ

れる手続等に係る当該市の機関の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととすることができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により少なくとも毎年度1回公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案 第19号

那須塩原市歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定について

上記議案を提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市歯及び口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔<sup>くう</sup>の健康づくりに関し、基本理念を定め、市、市民及び歯科医師等の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策の推進を図り、もって生涯を通じた市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者をいう。
- (2) 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 歯科保健医療サービス 歯科医療、歯科検診、歯科保健指導その他の歯及び口腔の健康づくりに資するサービスをいう。

(基本理念)

第3条 歯及び口腔の健康づくりは、生涯にわたる心身の健康の保持及び増進に欠くことのできないものであり、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病その他生活習慣病の予防に資することに鑑み、市民の日常生活における自主的な取組を促すとともに、保健、医療、福祉、教育その他関連する施策との連携を図りながら推進しなければならない。



(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、歯及び口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、日常生活における適切な口腔清掃により歯科疾患を予防するとともに、歯科検診、歯科医療及び保健指導を定期的に受けることにより、歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯科医師等の役割)

第6条 歯科医師等は、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するとともに、市が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施)

第7条 市は、第4条の規定により、次の施策を実施するものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する情報を収集し、市民に広く周知すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じ、歯科疾患の予防並びに口腔機能の維持及び向上のための取組を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るために必要な施策に関すること。

(基本計画)

第8条 市長は、前条の施策を総合的に実施するための計画を定めるものとする。ただし、当該計画は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の市町村健康増進計画をもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案 第20号

那須塩原市学校教育情報化推進基金条例の制定について

上記議案を提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市学校教育情報化推進基金条例

(設置)

第1条 本市の児童生徒がいきいきと学べる情報環境づくりを推進し、学校教育のより一層の充実を図るため、那須塩原市学校教育情報化推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、寄附金及び一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、学校教育の情報化の推進に必要な事業に要する経費の財源に充てる

場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案 第21号

那須塩原市スポーツ健康まちづくり基金条例の制定について

上記議案を提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市スポーツ健康まちづくり基金条例

(設置)

第1条 本市のスポーツの振興に寄与するため、那須塩原市スポーツ健康まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、寄附金及び一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、スポーツの振興のために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案 第22号

那須塩原市行財政改革推進計画審議会条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市行財政改革推進計画審議会条例の一部を改正する条例

那須塩原市行財政改革推進計画審議会条例（令和3年那須塩原市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第8条中「企画部企画政策課」を「総務部総務課」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案 第23号

那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年那須塩原市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(給与に関する特例)」を付する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第10条を次のように改める。

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の適用除外等)

第10条 給与条例第8条から第9条の2までの規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）には、適用しない。

2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第4条第3項、第5項及び第6項、第10条第2項第2号並びに第13条第2項の規定の適用については、給与条例第4条第3項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、休暇等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする」と、給与条例第4条第5項及び第6項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に

応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、給与条例第10条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年那須塩原市条例第32号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第13条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



議案 第24号

那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那須塩原市国民健康保険税条例（平成17年那須塩原市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項中「19万円」を「20万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.4」を「100分の6.4」に改める。

第23条第1項各号列記以外の部分中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の那須塩原市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案 第25号

那須塩原市手数料条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 那須塩原市手数料条例（平成17年那須塩原市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1申請手数料の部特殊建築物等敷地許可の項の次に次のように加える。

建築物の容積率の特例認定	1件につき	27,000
--------------	-------	--------

別表第1申請手数料の部建築物の延べ面積の特例許可の項中「延べ面積」を「容積率」に改める。

別表第1申請手数料の部特例容積率適用地区内における容積率の特例許可の項の次に次のように加える。

高度地区における建築物の高さの特例許可	1件につき	160,000
---------------------	-------	---------

別表第1申請手数料の項中「総合的設計による建築物」の次に「の建築等」を加え、「建築物の建築認定」を「建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の特例認定」に、「

一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の特例許可建築物（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。）の数が1である場合	1件につき	238,000
---	-------	---------

建築物（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。）の数が2以上である場合	1件につき	238,000 + (建築物の数 - 1) × 28,000
--	-------	-----------------------------------

」を「

一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の特例許可		
建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が1である場合	1件につき	238,000
建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が2以上である場合	1件につき	238,000 + (建築物の数 - 1) × 28,000
一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の特例許可		
建築物（一敷地内許可建築物を除く。）の数が1である場合	1件につき	238,000
建築物（一敷地内許可建築物を除く。）の数が2以上である場合	1件につき	238,000 + (建築物の数 - 1) × 28,000

」に改める。

第2条 那須塩原市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第2 低炭素建築物新築等計画の認定審査手数料の項第1号ア中「都市の低炭素化の促進に関する法律」の次に「（平成24年法律第84号）」を、「掲げる基準」の次に「（以下この項及び次項において「低炭素建築物誘導基準」という。）」を加え、同号ア（ア）中「1戸建て」を「一戸建て」に改め、同号ア（イ）を削り、同号ア（ウ）中「及び（イ）」及び「（共用部分を計算しない評価方法（低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下この

号及び次号において同じ。)を用いる場合にあっては、bに掲げる額を除く。)」を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ(ア)中「1戸建て」を「一戸建て」に改め、同号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)中「及び(イ)」及び「(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、bに掲げる額を除く。)」を削り、同号イ(ウ)c中「非住宅部分」の次に「(標準入力法・主要室入力法(低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項において同じ。))を用いるものに限る。))」を加え、同号イ(ウ)cを同号イ(ウ)dとし、同号イ(ウ)bの次に次のように加える。

c 次に掲げる申請に係る非住宅部分(モデル建物法(低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項において同じ。))を用いるものに限る。)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 300㎡以内 80,000
- (b) 300㎡を超え2,000㎡以内 130,000
- (c) 2,000㎡を超え5,000㎡以内 210,000
- (d) 5,000㎡を超え10,000㎡以内 280,000
- (e) 10,000㎡を超え25,000㎡以内 340,000
- (f) 25,000㎡超 400,000

別表第2低炭素建築物新築等計画の認定審査手数料の項第1号イ(ウ)を同号イ(イ)とする。

別表第2低炭素建築物新築等計画の変更の認定審査手数料の項第1号ア中「同法第54条第1項第1号に掲げる基準」を「低炭素建築物誘導基準」に改め、同号ア(ア)中「1戸建て」を「一戸建て」に改め、同号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)中「及び(イ)」及び「(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、bに掲げる額を除く。))」を削り、同号ア(ウ)a中「前項第1号ア(ウ)a」を「前項第1号ア(イ)a」に改め、同号ア(ウ)b中「前項第1号ア(ウ)b」を「前項第1号ア(イ)b」に改め、同号ア(ウ)c中「前項第1号ア(ウ)c」を「前項第1号ア(イ)c」に改め、同号ア(ウ)d中「前項第1号ア(ウ)」を「前項第1号ア(イ)」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ(ア)中「1戸建て」を「一戸建て」に改め、「規定する額」を「に規定する額」に改め、同号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)中「及び(イ)」及び「(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、bに掲げる額

を除く。）」を削り、同号イ（ウ） a 中「前項第 1 号イ（ウ） a」を「前項第 1 号イ（イ） a」に改め、同号イ（ウ） b 中「前項第 1 号イ（ウ） b」を「前項第 1 号イ（イ） b」に改め、同号イ（ウ） d 中「前項第 1 号イ（ウ）」を「前項第 1 号イ（イ）」に改め、同号イ（ウ） d を同号イ（ウ） e とし、同号イ（ウ） c 中「非住宅部分」の次に「（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）」を加え、「前項第 1 号イ（ウ） c」を「前項第 1 号イ（イ） d」に改め、同号イ（ウ） c を同号イ（ウ） d とし、同号イ（ウ） b の次に次のように加える。

- c 計画の認定を受けた非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）について、前項第 1 号イ（イ） c に規定する額の 2 分の 1 に相当する額

別表第 2 低炭素建築物新築等計画の変更の認定審査手数料の項第 1 号イ（ウ）を同号イ（イ）とする。

別表第 2 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項第 1 号中「（平成 28 年／経済産業省／国土交通省／令第 1 号）」を「（平成 28 年経済産業省／国土交通省令第 1 号）」に改め、同号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準」を「建築物エネルギー消費性能基準（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 1 項第 3 号に規定する基準をいう。以下同じ。）」に改め、「及び次項」を削る。

別表第 2 建築物エネルギー消費性能適合性判定の計画変更に係る審査手数料の項第 1 号ア及び別表第 2 建築物エネルギー消費性能適合性に係る軽微変更証明の審査手数料の項第 1 号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 1 項第 3 号に規定する」を削る。

別表第 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定審査手数料の項第 1 号ア中「及び次項」及び「次項において同じ。」を削り、同号ア（イ）を削り、同号ア（ウ）中「及び（イ）」を削り、同号ア（ウ） b 中「面積」の次に「（共用部分を計算しない評価方法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いる場合にあっては、共用部分の床面積を控除した面積。この号において同じ。）」を加え、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とし、同号イ（イ）を削り、同号イ（ウ）中「及び（イ）」を削り、同号イ（ウ）を同号イ（イ）とする。

別表第 2 建築物エネルギー消費性能に係る認定審査手数料の項第 1 号中「建築

物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）を「建築物エネルギー消費性能基準」に改め、同号イ中「（イ）から（エ）まで」を「（ア）から（エ）まで」に改め、同項第2号イ及びウ中「この項」を「この号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

議案 第26号

那須塩原市立箒根中学校整備基金条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市立箒根中学校整備基金条例の一部を改正する条例

那須塩原市立箒根中学校整備基金条例（平成24年那須塩原市条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

那須塩原市立箒根学園整備基金条例

第1条中「那須塩原市立箒根中学校の」を「那須塩原市立箒根学園の」に、「那須塩原市立箒根中学校整備基金」を「那須塩原市立箒根学園整備基金」に改める。

第6条中「那須塩原市立箒根中学校」を「那須塩原市立箒根学園」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案 第27号

那須塩原市公民館条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市公民館条例の一部を改正する条例

那須塩原市公民館条例（平成17年那須塩原市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第1 那須塩原市ハロープラザの項中「箒根中学校区域」を「箒根学園区域」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



議案 第28号

那須塩原市元気アップデイサービスセンター条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市元気アップデイサービスセンター条例の一部を改正する条例  
那須塩原市元気アップデイサービスセンター条例（平成17年那須塩原市条例第1  
31号）の一部を次のように改正する。

別表第1 那須塩原市元気アップデイサービスセンターしまかたの項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案 第29号

那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

那須塩原市国民健康保険条例（平成17年那須塩原市条例第139号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る那須塩原市国民健康保険条例第8条に規定する出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案 第30号

那須塩原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
那須塩原市介護保険条例の一部を改正する条例（令和3年那須塩原市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（令和4年度における保険料率の特例）

- 7 新条例第9条第1号に該当する者の令和4年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,400円とする。
- 8 新条例第9条第2号に該当する者の令和4年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,600円とする。
- 9 新条例第9条第3号に該当する者の令和4年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、42,100円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

議案 第31号

那須塩原クリーンセンター長期包括運営事業者等選定委員会条例の廃止について

上記議案を提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原クリーンセンター長期包括運営事業者等選定委員会条例を廃止する  
条例

那須塩原クリーンセンター長期包括運営事業者等選定委員会条例（令和3年那須塩原市条例第45号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
（那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年那須塩原市条例第44号）の一部を次のように改正する。  
別表那須塩原クリーンセンター長期包括運営事業者等選定委員会委員の項を削る。

議案 第32号

那須塩原市木の俣園地条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市木の俣園地条例の一部を改正する条例

那須塩原市木の俣園地条例（令和4年那須塩原市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 駐輪場

第5条に次の1号を加える。

(7) 第7条に規定する供用時間外に駐車場に駐車すること。

第13条を第14条とする。

第12条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処することができる。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中「第3項」を「第4項」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「別表第2に規定する額」を「1台につき1回当たり500円」に改め、同条第2項中「駐車場に入車したときに納付するものとする」を「利用者が駐車場から出庫するときに徴収する」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定により徴収した使用料は、還付しない。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(駐車場に駐車することができる自動車)

第8条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車（駐車区画線内に駐車できない車両を除く。）並びに小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外の自動車とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

議案 第33号

那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する  
条例

那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「及び手当」を削り、同条第1項中「には、別表に定めるところにより報酬及び手当を支給する」を「の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする」に改め、同条第3項中「した」を「により報酬額に異動が生じた」に、「当月分」を「属する月分」に、「その職の」を「新たに定められた」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「消防団員の報酬は、」を「年額報酬は、消防団員に」に、「月」を「月分」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 年額報酬の額は、別表第1のとおりとする。

第13条に次の2項を加える。

5 前2項の場合において、当該支給する額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

6 消防団員が災害、警戒、訓練等に従事した場合に支給する出動報酬の額は、別表第2のとおりとする。

別表を次のように改める。

別表第1（第13条関係）

区分	年額報酬の額
団長	200,000円
副団長	135,000円
支団長	128,000円
副支団長	115,000円
分団長	105,000円
副分団長	75,000円
部長	63,000円
副部長	45,000円
班長	42,000円
団員	39,000円
特定の職務のみを行う団員として市長が定める団員	10,000円

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第13条関係）

出動の種別	支給単位	従事時間の区分	出動報酬の額
災害に関する出動	1回	3時間未満	3,000円
		3時間以上7時間45分未満	5,000円
		7時間45分以上	8,000円
		誤報、非火災の場合	1,000円
災害以外の出動	1回	—	2,000円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



議案 第34号

第2次那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

第2次那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略を別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第35号

第3次那須塩原市行財政改革推進計画について

第3次那須塩原市行財政改革推進計画を別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第36号

那須塩原市新庁舎建設基本計画について

那須塩原市新庁舎建設基本計画を別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第37号

第2期那須塩原市一般廃棄物処理基本計画について

第2期那須塩原市一般廃棄物処理基本計画を別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第38号

第2次那須塩原市地域公共交通計画について

第2次那須塩原市地域公共交通計画を別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第39号

第4期那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画について

第4期那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画を別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第40号

第4期那須塩原市健康いきいき21プランについて

第4期那須塩原市健康いきいき21プランを別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第41号

那須塩原市農業振興計画（元気アップアグリプラン）について

那須塩原市農業振興計画（元気アップアグリプラン）を別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎



議案 第42号

那須塩原市住宅マスタープランについて

那須塩原市住宅マスタープランを別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第43号

第2次那須塩原市道路整備基本計画について

第2次那須塩原市道路整備基本計画を別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第44号

那須塩原市生活排水処理基本構想について

那須塩原市生活排水処理基本構想を別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第45号

第2期那須塩原市教育振興基本計画について

第2期那須塩原市教育振興基本計画を別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第46号

第2期那須塩原市スポーツ推進基本計画について

第2期那須塩原市スポーツ推進基本計画を別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第47号

指定管理者の指定期間の変更について

令和2年第5回那須塩原市議会定例会において議会の議決を得て指定した那須塩原市青木ふるさと物産センターの指定管理者について、指定の期間を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

指定の期間	変更前	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
	変更後	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

議案 第48号

那須塩原市と那須地区広域行政事務組合との黒磯水処理センターにおけるし尿等共同処理の用に供する施設整備に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、別紙のとおり規約を定め、那須地区広域行政事務組合から黒磯水処理センターにおけるし尿等共同処理の用に供する施設整備に関する事務を受託することに係る協議について、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市と那須地区広域行政事務組合との黒磯水処理センターにおける  
し尿等共同処理の用に供する施設整備に関する事務の委託に関する規約

(事務委託の範囲)

第1条 那須地区広域行政事務組合（以下「組合」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づくし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の処理を黒磯水処理センターにおいて下水の処理と共同で行うために必要な施設の整備に関する事務で組合が処理すべきもののうち、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を那須塩原市に委託する。

- (1) 黒磯水処理センターにおけるし尿等受入施設の整備に関する事務
- (2) し尿等の受入れのために必要な黒磯水処理センターの整備に関する事務
- (3) 前2号に掲げる事務に付帯する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 前条各号に掲げる委託事務の管理及び執行については、関係法令並びに那須塩原市の条例及び規則その他の規程の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び支弁の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は組合の負担とし、その算定の方法は次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1条第1号の事務に要する経費 組合が全額負担するものとする。
- (2) 第1条第2号の事務に要する経費 黒磯水処理センターの整備に係る経費に、し尿等の受入れによる影響割合を乗じた額とする。この場合において、し尿等の受入れによる影響割合は、那須塩原市と組合との協議により定めるものとする。
- (3) 第1条第3号の事務に要する経費 那須塩原市と組合との協議により定めるものとする。

2 前項各号の経費の額、支払時期及び支払方法は、那須塩原市と組合との協議により定めるものとする。

(予算の計上)

第4条 那須塩原市は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、那須塩原市下水道事業会計予算に計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 那須塩原市は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第7項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する



る部分を組合に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 組合は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、那須塩原市と連絡会議を開催するものとする。

(地方債の取扱い)

第7条 那須塩原市と組合は、事務の委託の変更又は廃止をするときは、第3条第1項各号に掲げる経費のうち地方債の償還に要する費用の取扱いについて別に協議するものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、那須塩原市と組合との協議により定めるものとする。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

報告 第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年 2月 1日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

契約の変更について

令和4年6月那須塩原市議会定例会議において議会の議決を得て締結した箒根学園管理教室棟新築工事契約について、契約金額を次のとおり変更する。

契約金額	変更前	544,500,000円
	変更後	547,349,000円

報告 第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年 2月24日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年 2月 1日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

契約の変更について

令和4年6月那須塩原市議会定例会議において議会の議決を得て締結した箒根学園管理教室棟新築電気設備工事契約について、契約金額を次のとおり変更する。

契約金額	変更前	181,390,000円
	変更後	189,662,000円